

国の貸借対照表 (試案)

財政事情の説明手法に関する勉強会

平成 12 年 10 月

はじめに

「国の貸借対照表（試案）」は、「財政事情の説明手法に関する勉強会」における議論をもとに、会田一雄慶應義塾大学総合政策学部教授、小西砂千夫関西学院大学産業研究所教授、高木勇三日本公認会計士協会常務理事、兵藤廣治保証事業会社協会参与、村山徳五郎中央青山監査法人代表社員、横山和夫横山公認会計士事務所主宰によりとりまとめられた「国の貸借対照表作成の基本的考え方」（以下、「基本的考え方」）の内容に基づき、本勉強会においてとりまとめたものである。

「基本的考え方」において詳細に検討されているように、国の貸借対照表は、国のストックの財政状況を一覧するものであり、国の財政事情を国民にわかりやすく説明することに役立ち、財政政策の説明責任（アカウンタビリティ）向上に資するものと考えられる。しかし、国と民間企業とではその目的や存立基盤が異なることから、それぞれの貸借対照表の役割は自ずと異なると考えられる。したがって、国の貸借対照表の計数の解釈にあたっては、「基本的考え方」の内容を踏まえて、十分な検討が行われることが必要であるとされる。本試案及び「基本的考え方」が国の財政事情の説明手法を巡る今後の建設的な議論の一助となれば幸いである。

なお、検討及び計数のとりまとめにあたり、関係各機関には多大な作業について熱心に御協力を頂いた。ここに厚く御礼申し上げる次第である。

目 次

1 . 貸借対照表	1
2 . 作成上の前提	4
3 . 科目の説明	5
4 . その他の説明事項	14
参考資料	19

1. 貸借対照表

貸借対照表 (平成11年3月31日現在)

(単位：兆円)

[資産の部]		[負債及び資産・負債差額の部]	
現金・預金	33.24	未払金及び未払費用等	12.25
有価証券	106.52	保管金等	2.78
未収金及び未収収益等	22.31	前受金及び前受収益	0.59
前払金及び前払費用	0.43	郵便貯金	252.58
貸付金	267.81	資金運用部預託金	7.09
その他の債権	19.19	民間保有短期証券	24.61
貸倒引当金等	1.77	民間保有公債	187.56
たな卸資産	1.01	債券発行差金	0.42
有形固定資産		借入金	3.69
土地	31.81	公的年金預り金	153.00
立木竹	6.50	その他の負債	5.02
建物	8.45	保険準備金等	112.81
工作物	5.76	引当金	
機械器具	6.48	退職給付引当金等	28.44
船舶	1.27	賞与引当金	0.39
航空機	1.28		
公共用財産(公園等を除く)用地	26.16	(負債合計)	791.29
公共用財産(公園等を除く)施設	81.13		
建設仮勘定・未完成施設等	1.54	(資産・負債差額)	132.56
無形固定資産等	0.03		
投資等	39.45		
資産合計	658.72	負債及び資産・負債差額合計	658.72

(別表)

科目名	案1	案2	案3
公的年金預り金	153.00	-	-
公的年金負債	-	290.30	796.90
(負債合計)	791.29	928.59	1,435.19
(資産・負債差額)	132.56	269.86	776.46

(注1)貸借対照表は案1により作成しており、案1、案2、案3の相違点を別表に示している(案1、案2、案3の違いは、公的年金に係る過去期間に対応した年金支払いの負債計上方法の違いである(注3(p2)参照))。

(注2)単位未満は切り捨て。

(注3) 公的年金に係る過去期間に対応した年金支払いの負債計上について

公的年金の過去期間に対応した年金支払いの負債計上については、年金の財政再計算上の給付現価をもとに計上することとした。給付現価とは、将来の年金支払いの総額を現在価値で表したものであり、その財源毎に、将来保険料収入分（将来的に保険料により負担される分） 積立金分（過去の保険料等が蓄積・運用されている分） 国庫負担分（給付時に一般財源により負担される分）に分けて考えることができる。

以下、この区分により、別表に示した案1、案2、案3について具体的な計上方法及びその考え方を説明している。なお、公的年金の給付現価と財源構成及び公的年金の財政方式の詳細については参考資料(p19)参照。

案1：過去期間に対応した将来の年金支払いを負債と認識せず、政府が現に保有する積立金のみについて、資産と見合いで「公的年金預り金」を負債計上する。

() 国家公務員共済年金、農林共済年金、私学共済年金の積立金は、それぞれ、国家公務員共済組合連合会、農林漁業団体職員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団において積み立てられているので、計上されない。

(単位：兆円)

国民年金積立金	12
厚生年金積立金	141
貸借対照表計上額	153

(案1の考え方)

わが国の公的年金は、積立金を保有・運用しつつも、将来の年金支払い費用の相当部分を将来の保険料収入によって賄うこととしている点で、賦課的要素の強い方式をとっている。

年金の将来支払いについて、国は、現行法（国民年金法第87条、厚生年金保険法第81条等）に基づき5年毎に一定の合理的な前提の下で財政再計算を行い、収支相等の原則に立って、将来費用の予想額（給付現価）に対応する適正な保険料の段階的引上げを行う義務を負っており、これに基づき、過去期間に対応する将来の各年の年金支払いは、各年の積立金の運用収入等、保険料収入、税収等（法律に基づき基礎年金給付額の1/3等を国庫負担）によって賄われることとなっている。したがって、過去期間に対応した将来の年金支払いを負債と認識しない。

() ただし、財政再計算上の給付現価は、現行制度の下で、経済指標等について一定の前提を置いて計算したものであり、制度改正や、平均余命や金利等の変動により給付現価は相当規模で変化するものであることに留意が必要である。

案2：財源により負債計上の適否を判断し、将来の保険料収入分は、雇用主、被保険者という国外部の者により将来給付の財源が負担されることが現行制度の下で予定されていることから、積立金分と国庫負担分のみを負債計上する。

() 国家公務員共済年金、農林共済年金、私学共済年金についても、厚生年金・国民年金同様、国庫負担分を負債計上する。

(単位：兆円)

国民年金積立金分及び国庫負担分	46
厚生年金積立金分及び国庫負担分	238
国家公務員共済年金国庫負担分	3.5
農林共済年金国庫負担分	1.6
私学共済年金国庫負担分	1.2
貸借対照表計上額	290.3

(案2の考え方)

公的年金は、保険料支払いにより給付が行われるという社会保険方式がとられている。したがって、被保険者には、保険料支払いによって、将来、老齢等の一定の保険事由を充足すれば年金を受けることができるという条件付き期待権が発生しているとも考えられる。さらに、既裁定者については、すでに支払いが行われている年金について、将来にわたっても既得権的な財産権を有しているとも考えられる。

() ただし、将来の年金給付は、将来の物価動向等、あるいは将来の制度改正によっても変わり得ることから、これらの権利は金銭債権としてその具体的内容が確定したものではない。

この場合において、対応する国の債務の一部は将来の保険料収入によってまかなわれることから、年金再計算における給付現価のうち積立金分及び国庫負担分を負債として計上することとする。

案3：国が、国庫負担とあわせて、給付現価をもとに将来の保険料引上げを行い、公的年金を支給する義務を負うことから、過去期間に対応した給付現価全額を負債計上する。

() 国家公務員共済年金については、将来保険料収入分に関して、雇用主としての国の負担分(将来保険料率収入により賄われる分の2分の1)を計上する。

(単位：兆円)

国民年金過去期間に対応した給付現価	85
厚生年金過去期間に対応した給付現価	693
国家公務員共済年金国庫負担分及び将来保険料率収入により賄われる分の2分の1	16.1
農林共済年金国庫負担分	1.6
私学共済年金国庫負担分	1.2
貸借対照表計上額	796.9

(案3の考え方)

案2と同様の考え方に立ちつつ、更に、将来の保険料収入によってまかなわれる部分も含めて、国が年金給付を行っているとの点を重視し、過去期間に対応した給付現価全額を負債計上する。

2 . 作成上の前提

(1)作成対象

国（注1）を作成対象としている。すなわち、国の一般会計及び38の特別会計を全て対象としている。なお、会計間の債権・債務は全て相殺し、国が対外的に所有している資産・負債の額を計上している。

（注1）ここでいう国とは中央政府を指す。

（注2）例えば公債については、発行残高315.32兆円に対して、貸借対照表においては、政府保有分は会計間の債権・債務として全て相殺されているため、計上額は187.56兆円となっている。

（単位：兆円）

公債発行残高	315.32	
年度末残高	310.83	
政府保有額(貸借対照表上は相殺される)	127.75	} 貸借対照表計上額 187.56兆円
民間保有額(貸借対照表に計上)	183.07	
出納整理期間発行分(貸借対照表に計上)	4.48	

（注）詳細については、(7)民間保有公債(p11)参照。

(2)作成基準日

国の貸借対照表の作成基準日は、原則として平成10年度末としている。ただし、国の会計には出納整理期間を有している会計があるので、そのような会計は出納整理期間の現金の受払いを終了した後の計数を末日の計数とみなして計上している。

なお、年金の給付現価については5年毎の財政再計算の計数のみ利用可能なため、公的年金負債等の計上にあたっては平成11年度末の財政再計算の計数を利用している。

(3)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

平成11年3月31日時点における外国為替相場により換算している。ただし、特別引出権(SDR)については、決算時に最も近い換算レート(平成11年3月8日時点)により換算している。

3. 科目の説明

I. 資産の部

(1) 現金・預金

日銀預金、銀行預金、手持ち現金等を計上している。

(2) 有価証券

投資等に計上すべきと考えられるものを除き、株式、債券等の有価証券を計上している。原則として取得原価で評価しているが、「売買目的有価証券」及び「その他の有価証券」に該当する有価証券で市場価格のあるものについては、平成10年度末の市場価格で評価している。なお、購入証券経過利子についても、本科目に計上している。

(注)「売買目的有価証券」及び「その他の有価証券」については、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成11年1月22日、企業会計審議会)を参照。

(参考) 有価証券の時価

(単位:兆円)

種類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
株式、地方債、政府関係機関債、特別法人債券、金融債、社債、外貨証券等	106.52	111.88	5.35

(注1) 単位未満は切り捨て。

(注2) 時価の算定方法

- ・ 上場有価証券：主として東京証券取引所の最終価格による。
- ・ 非上場有価証券：日本証券業協会が発表する公社債店頭基準気配等、時価が把握可能なものについて時価額を計上している。

(3) 未収金及び未収収益等

国税収納金整理資金債権の収納未済額、手数料、負担金、納付金、保険料、財産売払代金、貸付料、使用料、償還金、損害賠償金、利息等の、未収金及び未収収益等を計上している。

(4) 前払金及び前払費用

保険料・賃借料等の既支払額のうち次期以降に係る部分、前金払又は概算払をした経費で、それに見合う役務の履行が行われていない又は行われたかどうか不明なもの等、決算期において未だ提供されていない役務に対する支払額等の前払金及び前払費用を計上している。

(5) 貸付金

貸付金を計上している。

(参考)

(単位:兆円)

地方公共団体	77.86
住宅金融公庫	71.73
年金福祉事業団	35.47
日本開発銀行	15.36
住宅・都市整備公団	9.91
国民金融公庫	9.05

日本輸出入銀行	8.35
簡易保険福祉事業団	4.67
海外経済協力基金	4.59
中小企業金融公庫	4.46
農林漁業金融公庫	3.83
運輸施設整備事業団	3.35
社会福祉・医療事業団	2.21
日本育英会	2.02
沖縄振興開発金融公庫	1.64
環境衛生金融公庫	1.09
その他	12.13
貸借対照表計上額	267.81

(注1) 単位未満は切り捨て。

(注2) その他には目的別に整理している貸付金を含む。

(6) その他の債権

その他の債権(寄託金債権等)を計上している。

(参考)

(単位:兆円)

運用寄託金(簡易生命保険特別会計)	9.53
寄託金(郵便貯金特別会計)	9.34
その他(特別引出権、貸付米等)	0.32
貸借対照表計上額	19.19

(注) 単位未満は切り捨て。

(7) 貸倒引当金等

過去3年間の債権の不納欠損実績に基づいて算出した額を計上している。なお、従来より特別会計の貸借対照表において未収金償却引当金を計上している場合には、いずれか大きい金額をマイナス計上している。

(8) たな卸資産

作業資産、商品、製品・半製品、仕掛品、原材料、消耗品で貯蔵中のもの等を計上している。なお、計上額は原則として取得原価とするが、食糧管理特別会計の保有する米・麦等の棚卸資産については、予定売価から見込経費(保管料や金利等)を減額した価額等により計上している。

(9) 有形固定資産

国が所有している有形固定資産は把握可能な限り計上することとし、土地、立木竹、建物、工作物、機械器具、船舶、航空機、公共用財産(公園等を除く)用地、公共用財産(公園等を除く)施設、建設仮勘定・未完成施設等の各科目を計上している。

(注) 有形固定資産の評価方法

国有財産法の適用がある資産(建物、工作物等)は、取得原価に国有財産台帳改定時の時価倍率を乗じた上、定率法により、減価償却後の評価額を算出している(企業特別会計所有分は法令の規定に基づく減価償却方法)。

公共用財産（公園等を除く）施設は、取得原価に定額法により、減価償却後の評価額を算出している。

物品管理法の規定に基づく重要物品については、減価償却後の評価額として取得価格の2分の1としている（企業特別会計所有分は法令の規定に基づく減価償却方法）。

（参考） （単位：兆円）

区分	数量	単位	数量	価格
土地	平方メートル		89,292,804,488.87	31.81
立木竹	樹木	本	6,732,408	0.11
	立木	平方メートル	919,471,491.989	6.38
	竹	束	189,712	0.00
	計			6.50
建物	建面積	平方メートル	44,428,738.93	8.45
	延べ面積	平方メートル	98,087,297.48	
工作物				5.76
機械器具				6.48
船舶	隻		4,761	1.27
航空機	機		1,943	1.28

（注）単位未満は切り捨て。

(10)無形固定資産等

地上権・地役権・鉱業権・特許権・著作権・商標権等を国有財産増減及び現在額総計算書等（企業特別会計については減価償却後の価額を計上）に基づき計上している他、電話加入権等を計上している。

（参考） （単位：百万円）

地上権、地役権及び鉱業権	3,683
特許権、著作権、商標権等	7,854
その他の無形固定資産(借地権、電話加入権等)	27,961
貸借対照表計上額	39,498

（注）単位未満は切り捨て。

(11)投資等

国の政府出資等及び不動産信託の受益権の取得原価を計上している。具体的には、「国有財産増減及び現在額総計算書」における政府出資等のうち、国が政策目的をもって保有しているものを計上している。

（参考1） （単位：兆円）

政府出資等	39.44
不動産信託の受益権	0.00
貸借対照表計上額	39.45

（注）単位未満は切り捨て。

(参考2) 政府出資等の内訳一覧表

(単位：百万円)

種別	法人名等	貸借対照表計上額	資産(A)	負債(B)	純資産額(C)=(A)-(B)	資本金(D)	うち政府からの出資額(E)	政府出資割合(F)=(E)/(D)%	算出額(G)=(C)×(F)(注1,2)
ア.金融機関									
(ア) 公庫									
出資による権利	北海道東北開発公庫	134,061	1,705,767	1,571,706	134,061	134,061	134,061	100.00	134,061
出資による権利	沖縄振興開発金融公庫	52,917	1,842,182	1,787,760	54,421	52,917	52,917	100.00	54,421
出資による権利	国民金融公庫	241,914	10,143,271	9,901,357	241,914	241,914	241,914	100.00	241,914
出資による権利	環境衛生金融公庫	14,757	1,132,398	1,117,641	14,757	14,757	14,757	100.00	14,757
出資による権利	農林漁業金融公庫	303,237	4,379,309	4,076,072	303,237	303,237	303,237	100.00	303,237
出資による権利	中小企業金融公庫	277,715	7,607,904	7,330,189	277,715	277,715	277,715	100.00	277,715
出資による権利	中小企業信用保険公庫	1,544,383	1,696,681	161,680	1,535,001	1,544,383	1,544,383	100.00	1,535,001
出資による権利	住宅金融公庫	152,200	74,245,925	73,870,284	375,640	152,200	152,200	100.00	375,640
出資による権利	公営企業金融公庫	16,600	23,048,193	23,031,593	16,600	16,600	16,600	100.00	16,600
(イ) 銀行・金庫									
出資証券	日本銀行	55					550,000口×@120,000円(注2)		66,000
出資による権利	日本輸出入銀行	985,500	12,395,375	10,887,209	1,508,165	985,500	985,500	100.00	1,508,165
出資による権利	日本開発銀行	689,625	17,951,297	16,282,399	1,668,898	689,625	689,625	100.00	1,668,898
出資による権利	商工組合中央金庫	339,267	14,558,007	13,975,054	582,952	433,165	339,267	78.32	456,568
イ. 公団									
出資による権利	水資源開発公団	2,392	4,545,279	4,506,148	39,130	2,392	2,392	100.00	39,130
出資による権利	地域振興整備公団	110,397	780,467	659,447	121,020	110,397	110,397	100.00	121,020
出資による権利	農用地整備公団	1,435	322,140	314,967	7,173	1,435	1,435	100.00	7,173
出資による権利	森林開発公団	590,344	1,110,314	515,882	594,431	590,344	590,344	100.00	594,431
出資による権利	石油公団	1,611,968	3,892,437	2,614,678	1,277,759	1,611,968	1,611,968	100.00	1,277,759
出資による権利	日本鉄道建設公団	64,180	8,469,279	5,280,399	3,188,879	64,180	64,180	100.00	3,188,879
出資による権利	新東京国際空港公団	270,156	863,912	598,844	265,067	270,156	270,156	100.00	265,067
出資による権利	日本道路公団	1,602,725	35,642,781	34,009,989	1,632,792	1,602,725	1,602,725	100.00	1,632,792
出資による権利	首都高速道路公団	247,647	6,386,174	5,889,904	496,269	495,294	247,647	50.00	248,134
出資による権利	阪神高速道路公団	202,600	4,589,139	4,183,939	405,200	405,200	202,600	50.00	202,600
出資による権利	本州四国連絡橋公団	410,243	4,004,630	4,236,863	232,232	605,515	410,243	67.75	157,337
出資による権利	住宅・都市整備公団	489,825	16,792,195	16,330,654	461,540	494,276	489,825	99.09	457,340
ウ. 事業団等									
出資による権利	平和祈念事業特別基金	40,000	40,175	168	40,007	40,000	40,000	100.00	40,007
出資による権利	自動車安全運転センター	6,245	21,091	4,609	16,481	6,245	6,245	100.00	16,481
出資による権利	海外経済協力基金	5,381,844	10,086,765	4,647,167	5,439,597	5,381,844	5,381,844	100.00	5,439,597
出資による権利	国民生活センター	9,246	7,199	908	6,291	9,246	9,246	100.00	6,291
出資による権利	総合研究開発機構	15,550	32,414	278	32,136	20,700	15,550	75.11	24,137
出資証券	日本原子力研究所	1,709,861	405,096	36,821	368,274	1,713,377	1,709,861	99.79	367,500
出資証券	理化学研究所	365,012	216,124	24,299	191,824	397,665	365,012	91.78	176,056
出資証券	核燃料サイクル開発機構	2,621,648	852,736	76,013	776,723	2,715,211	2,621,648	96.55	749,926
出資証券	宇宙開発事業団	2,642,845	505,856	25,618	480,238	2,642,885	2,642,845	99.99	480,190
出資証券	科学技術振興事業団	384,654	180,715	15,731	164,983	384,748	384,654	99.97	164,934
出資による権利	海洋科学技術センター	235,237	76,352	9,379	66,972	235,267	235,237	99.98	66,959
出資による権利	環境事業団	9,600	471,451	457,663	13,787	9,600	9,600	100.00	13,787
出資による権利	公害健康被害補償予防協会	6,071	76,023	22,760	53,263	6,071	6,071	100.00	53,263
出資による権利	奄美群島振興開発基金	6,601	40,407	30,205	10,202	10,415	6,601	63.37	6,465
出資による権利	国際交流基金	106,205	117,069	7,906	109,163	106,211	106,205	99.99	109,152
出資による権利	国際協力事業団	128,095	163,945	39,862	124,082	128,095	128,095	100.00	124,082
出資による権利	預金保険機構	5,150	25,354,517	26,536,824	1,182,307	5,455	5,150	94.40	1,116,097
出資による権利	日本万国博覧会記念協会	25,380	97,999	4,033	93,966	47,854	25,380	53.03	49,830
出資による権利	通関情報処理センター	60	10,603	10,293	309	90	60	66.66	206
出資による権利	日本育英会	0	2,032,229	2,026,558	5,671	1	1	100.00	5,671
出資による権利	国立教育会館	18,864	17,328	771	16,556	18,864	18,864	100.00	16,556
出資による権利	日本芸術文化振興会	387,639	469,813	7,039	462,773	387,639	387,639	100.00	462,773
出資による権利	日本学術振興会	51,492	1,961	1,582	378	51,492	51,492	100.00	378

種別	法人名等	貸借対照表計上額	資産(A)	負債(B)	純資産額(C)=(A)-(B)	資本金(D)	うち政府からの出資額(E)	政府出資割合(F)=(E)/(D)%	算出額(G)=(C)×(F)(注1,2)
出資による権利	放送大学学園	22,182	30,742	15,467	15,275	22,182	22,182	100.00	15,275
出資による権利	日本体育・学校健康センター	45,325	78,534	26,196	52,338	45,325	45,325	100.00	52,338
出資による権利	日本私立学校振興・共済事業団	48,119	4,296,169	4,301,654	5,485	48,119	48,119	100.00	5,485
出資による権利	社会保険診療報酬支払基金	0	1,552,229	2,473,802	921,573	1	0	40.00	368,629
出資による権利	年金福祉事業団	1,059,348	34,665,669	35,587,910	922,241	1,059,348	1,059,348	100.00	922,241
出資による権利	心身障害者福祉協会	10,018	7,229	570	6,659	10,018	10,018	100.00	6,659
出資による権利	社会福祉・医療事業団	252,550	2,691,932	2,437,373	254,559	252,550	252,550	100.00	254,559
出資による権利	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構	31,081	43,289	10,342	32,946	33,558	31,081	92.61	30,512
出資による権利	日本中央競馬会	4,924	1,245,213	105,247	1,139,966	4,924	4,924	100.00	1,139,966
出資証券	農畜産業振興事業団	15,852	703,332	272,787	430,544	16,732	15,852	94.74	407,897
出資による権利	農業共済基金	3,800	8,340	173	8,167	5,600	3,800	67.85	5,541
出資による権利	海洋水産資源開発センター	100	4,277	1,546	2,730	289	100	34.57	943
出資による権利	農水産業協同組合貯金保険機構	75	170,552	170,252	300	300	75	25.00	75
出資による権利	生物系特定産業技術研究推進機構	49,678	49,846	9,458	40,388	55,091	49,678	90.17	36,418
出資による権利	農林漁業信用基金	185,187	260,602	80,937	179,664	215,607	185,187	85.89	154,314
出資による権利	日本貿易振興会	101,418	132,276	11,911	120,365	101,418	101,418	100.00	120,365
出資による権利	金属鉱業事業団	23,737	75,377	50,727	24,649	23,737	23,737	100.00	24,649
出資による権利	中小企業事業団	1,228,126	9,293,412	7,855,197	1,438,214	1,228,126	1,228,126	100.00	1,438,214
出資証券	新ILP - 産業技術総合開発機構	390,260	494,567	199,316	295,250	390,709	390,260	99.88	294,896
出資による権利	繊維産業構造改善事業協会	18,600	21,651	4,575	17,075	18,600	18,600	100.00	17,075
出資による権利	情報処理振興事業協会	305,558	289,118	24,341	264,776	315,737	305,558	96.77	256,224
出資による権利	基盤技術研究促進センター	268,717	308,662	36,430	272,231	277,971	268,717	96.67	263,166
出資による権利	産業基盤整備基金	42,904	123,931	28,700	95,231	87,012	42,904	49.30	46,949
出資証券	帝都高速度交通営団	976,460	1,299,341	1,207,012	92,329	58,100	31,034	53.41	49,313
出資による権利	国際観光振興会	340	1,299	517	781	340	340	100.00	781
出資による権利	運輸施設整備事業団	14,859	8,428,762	7,429,170	999,592	14,859	14,859	100.00	999,592
出資による権利	自動車事故対策センター	19,436	33,744	21,423	12,321	19,596	19,436	99.18	12,220
出資による権利	海上災害防止センター	327	19,842	15,055	4,786	490	327	66.73	3,194
出資による権利	造船業基盤整備事業協会	1,000	11,351	1,538	9,813	7,350	1,000	13.60	1,334
出資による権利	空港周辺整備機構	1,050	15,843	13,416	2,426	1,400	1,050	75.00	1,820
出資による権利	簡易保険福祉事業団	403,366	24,233,323	24,071,770	161,553	403,366	403,366	100.00	161,553
出資による権利	通信・放送機構	269,510	306,662	94,520	212,141	276,357	269,510	97.52	206,880
出資による権利	労働福祉事業団	670,076	561,994	106,474	455,520	670,076	670,076	100.00	455,520
出資による権利	日本労働研究機構	6,075	6,585	1,052	5,533	6,075	6,075	100.00	5,533
出資による権利	雇用促進事業団	2,047,233	2,312,607	704,033	1,608,573	2,048,151	2,047,233	99.95	1,607,769
出資による権利	日本障害者雇用促進協会	23,583	36,576	3,018	33,558	23,583	23,583	100.00	33,558
出資による権利	日本下水道事業団	1,483	322,907	335,636	12,729	2,666	1,483	55.62	7,079
工. 特殊会社									
株 券	日本たばこ産業(株) (産投分、注3)	50,000					1,000,000株×@1,150,000円(注2)		1,150,000
株 券	電源開発株式会社	47,083	2,174,729	2,068,820	105,908	70,600	47,083	66.68	70,620
株 券	関西国際空港株式会社	330,000	1,469,462	1,107,754	361,707	495,000	330,000	66.66	241,114
株 券	日本電信電話(株) (産投分、注3)	265,200					5,304,000株×@1,160,000円(注2)		6,152,640
株 券	中部国際空港株式会社	3,394	37,685	29,248	8,436	8,486	3,394	39.99	3,373
才. 国際機関									
出資による権利	国際通貨基金	2,110,209	26,880,847	110,772	26,770,075	25,890,834	1,468,010	5.67	2,321,713
株 券	国際復興開発銀行	163,860	28,685,691	24,975,057	3,710,634	1,579,755	129,855	8.22	305,014
株 券	国際金融公社	18,917	4,425,315	3,713,771	711,543	330,859	19,983	6.04	42,977
出資による権利	国際開発協会	2,947,813	13,933,142	-	13,933,142	12,881,417	2,726,996	21.17	3,021,920
株 券	アジア開発銀行	84,375	4,798,404	3,639,118	1,159,286	357,412	57,364	16.05	186,065
出資による権利	アフリカ開発基金	270,536	1,398,243	3,275	1,394,968	1,437,640	199,544	13.88	193,621
株 券	米州開発銀行	23,899	6,286,871	5,015,280	1,271,590	480,546	22,009	4.58	61,737
株 券	アフリカ開発銀行	21,520	1,485,779	1,043,976	441,802	260,199	12,073	4.64	20,499
株 券	米州投資公社	838	36,235	10,783	25,452	23,405	720	3.08	783
株 券	多数国間投資保証機関	1,459	72,638	38,641	33,997	30,086	1,537	5.11	1,737
株 券	一次産品共通基金	3,071	20,971	1,352	19,619	14,640	1,317	9.00	1,765
株 券	欧州復興開発銀行	49,765	2,129,387	1,475,724	653,663	674,693	59,575	8.83	60,888

種別	法人名等	貸借対照表計上額	資産(A)	負債(B)	純資産額(C)=(A)-(B)	資本金(D)	うち政府からの出資額(E)	政府出資割合(F)=(E)/(D)%	算出額(G)=(C)×(F)(注1,2)
カ.清算法人									
(ア)清算法人									
株 券	日本製鐵株式会社	341	147	147	0	800	454	56.83	0
株 券	帝国燃料興業株式会社	127	23	22	0	248	127	51.04	0
(イ)閉鎖機関									
出資による権利	南方開発金庫	100	23,510	20,500	3,010	100	100	100.00	3,010
出資による権利	外資金庫	50	71,940	66,811	5,128	50	50	100.00	5,128
キ.その他の法人									
株 券	土別軌道株	2	100	129	28	10	9	95.33	27

- (注1) 算出額は、上場株式等(日本電信電話株、日本たばこ産業株、日本銀行)を除き、純資産額(資産から負債を差引いたもの)に政府出資割合(小数点第2未満切り捨て)を乗じて算出。
- (注2) 上場株式等の算出額については、平成11年3月31日の店頭あるいは上場取引の終値に株数を乗じて計上している。
- (注3) 「産投分」とは、産業投資特別会計において保有している株式を指す。
- (注4) 決算期について各法人の決算期は平成11年3月31日現在であるが、一部の法人について以下のとおり。
平成10年4月30日現在……国際通貨基金
平成10年6月30日現在……国際復興開発銀行、国際金融公社、国際開発協会及び多数国間投資保証機関
平成10年12月31日現在……日本中央競馬会、アジア開発銀行、アフリカ開発基金、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、米州投資公社、一次産品共通基金及び欧州復興開発銀行
決算期後、我が国から追加出資があった場合、追加額を算出額に加算して計上している。
また、国際機関に係る計数については、原則として決算期における為替レートに基づき算出している。
- (注5) 国際通貨基金の貸借対照表計上額については、我が国の会計年度にあわせて「国有財産増減及び現在額総計算書」計上額を修正している。
- (注6) 日本製鐵株式会社の貸借対照表計上額は、政府払込総額から残余財産中間分配額を控除して得たものである。
なお、日本製鐵株式会社については、昭和38年11月に清算を停止している。
- (注7) 単位未満は切り捨て。

II. 負債の部

(1)未払金及び未払費用等

保険特別会計の支払備金、固定金利による利子補給金、当年度分が翌年度に支払われるもの等の未払金及び未払費用等を計上している。

(2)保管金等

供託金、契約保証金等として国が保管している現金・預金の見合科目として計上している。

(3)前受金及び前受収益

未経過保険料等の前受金及び前受収益を計上している。

(4)郵便貯金

郵便貯金を計上している。

(5)資金運用部預託金

資金運用部に預託された預託金を計上している。

(参考)

(単位:兆円)

資金運用部預託金総額	433.27
政府預託額	426.17
郵便貯金特別会計	256.43
厚生保険特別会計	129.11
その他	40.63

貸借対照表計上額	7.09
政府関係機関	1.10
共済組合	5.69
その他	0.29

(注) 単位未満は切り捨て。

(6) 民間保有短期証券

民間の保有する政府短期証券（大蔵省証券、外国為替資金証券及び食糧証券）を計上している。

(参考) (単位：兆円)

短期証券発行残高	29.77
政府保有額	5.16
資金運用部特別会計	1.00
国債整理基金特別会計	4.15
貸借対照表計上額	24.61

(注) 計数は、額面額。単位未満は切り捨て。

(7) 民間保有公債

民間の保有する公債（普通国債・交付国債等）を計上している。

(参考1) (単位：兆円)

公債発行残高	315.32
年度末残高	310.83
内国債残高（償還未払分を除く）	310.74
普通国債	295.24
建設国債	187.40
特例国債	88.05
減税特例国債	7.50
国鉄承継債務借換国債	9.43
国有林野承継債務借換国債	2.84
交付国債	0.65
出資国債	2.23
抛出国債	0.73
預金保険機構特例業務基金国債	5.80
日本国有鉄道清算事業団債券等承継国債	6.06
出納整理期間発行分	4.48
政府保有額（年度末残高）	127.75
資金運用部特別会計	90.90
国債整理基金特別会計	0.34
郵便貯金特別会計	23.19
簡易生命保険特別会計	13.30
貸借対照表計上額	187.56
年度末残高	183.07
出納整理期間発行分	4.48

(注) 計数は、額面額。単位未満は切り捨て。

(参考2) 公債償還年次表

(単位:兆円)

11年度	41.90	18年度	26.69	25年度	1.01
12年度	23.20	19年度	31.08	26年度	1.53
13年度	21.79	20年度	42.45	27年度	2.04
14年度	24.35	21年度	4.35	28年度	2.59
15年度	26.12	22年度	1.02	29年度	2.19
16年度	26.74	23年度	0.94	30年度	1.79
17年度	24.92	24年度	1.62	31年度	0.03
				計	306.45

(注1) 本表は、平成10年度末残高(出納整理期間発行分を含む)のうち、内国債について年次別に償還予定のあるものを計上している。したがって、合計額は上表の内国債残高(償還未払分を除く)+出納整理期間発行分と一致しない。

(注2) 単位未満は切り捨て。

(8) 債券発行差金

民間保有短期証券及び民間保有公債の債券発行差金(公債等の発行価額と額面価額の差額)を計上している。

(9) 借入金

旧国鉄清算事業団承継債務等の借入金を計上している。

(10) 公的年金預り金、公的年金負債

「(注3) 公的年金に係る過去期間に対応した年金支払いの負債計上について」(P2)の通り、3案の計上方法により計上している。

(11) その他の負債

その他の負債(発行済貨幣額等)を計上している。

(12) 保険準備金等

保険特別会計における責任準備金、危険準備金等を計上している。

(参考)

(単位:兆円)

責任準備金等(簡易生命保険特別会計)	111.93
責任準備金(地震再保険特別会計)	0.63
異常危険準備金(貿易保険特別会計)	0.24
満期保険責任準備金(漁船再保険及漁業共済保険特別会計)	0.00
貸借対照表計上額	112.81

(注) 単位未満は切り捨て。

(13) 引当金

退職給付引当金等

退職給付引当金等には、退職給与引当金(勤続年数別の職員数に各平均給与及び勤続年数に基づく支給率(自己都合退職の支給率)を乗じて算出)、恩給、国家公務員共済年金

の恩給期間分を計上している。

(参考)退職給付引当金等の内訳 (単位:兆円)

退職給与引当金	9.11
恩給	12.63
国家公務員共済年金の恩給期間分	6.70
貸借対照表計上額	28.44

(注) 単位未満は切り捨て。

賞与引当金

6月支給の期末手当、勤勉手当につき、それぞれ3月31日までの期間に対応する部分(期末手当3月分、勤勉手当12~3月分)を計上している。

III. 資産・負債差額の部

資産と負債の差額を計上している。

4. その他の説明事項

I. 偶発債務

偶発債務とは、現在はまだ現実の債務ではないが、将来、一定の条件が成立するなどにより、発生する可能性のある債務である。

(1) 保証債務及び損失補償債務負担額

(単位：百万円)

事 項	外貨額	円貨額
原子力事業者損失補償	-	798,000
中小企業債券の元利払保証	-	400,350
北海道東北開発債券の元利払保証	-	20,000
公営企業債券の元利払保証	-	15,265,700
道路債券の元利払保証	-	9,752,230
首都高速道路債券の元利払保証	-	207,860
水資源開発債券の元利払保証	-	50,000
阪神高速道路債券の元利払保証	-	80,150
阪神高速道路公団借入金の元利払保証	-	13,382
鉄道建設債券の元利払保証	-	737,226
石油債券の元利払保証	-	357,646
石油公団借入金の元利払保証	-	1,488,063
本州四国連絡橋債券の元利払保証	-	120,250
本州四国連絡橋公団借入金の元利払保証	-	31,700
地域振興整備公団借入金の元利払保証	-	4,504
住宅・都市整備債券の元利払保証	-	781,780
住宅・都市整備公団借入金の元利払保証	-	43,660
金属鉱業債券の元利払保証	-	30,703
金属鉱業事業団借入金の元利払保証	-	3,044
中小企業事業団借入金の元利払保証	-	920
社会福祉・医療事業団債券の元利払保証	-	40,020
運輸施設整備事業団債券の元利払保証	-	758,970
運輸施設整備事業団借入金の元利払保証	-	12,000
海外経済協力基金債券の元利払保証	-	25,000
情報処理振興事業協会借入金の元利払保証	-	32
核燃料サイクル開発機構借入金の元利払保証	-	42,650
預金保険機構借入金の元利払保証	-	15,089,700
空港周辺整備機構借入金の元利払保証	-	1,449
電源開発株式会社社債の元利払保証	-	290,820
日本航空株式会社借入金の元利払保証	-	5,000
関西国際空港株式会社社債の元利払保証	-	335,260
東日本旅客鉄道株式会社社債の元利払保証	-	252,942
東海旅客鉄道株式会社社債の元利払保証	-	56,993
西日本旅客鉄道株式会社社債の元利払保証	-	89,503
日本貨物鉄道株式会社社債の元利払保証	-	27,982
東京湾横断道路株式会社社債の元利払保証	-	486,620
民間都市開発推進債券の元利払保証	-	18,270
民間都市開発推進機構借入金の元利払保証	-	721,619
中部国際空港株式会社社債の元利払保証	-	26,630
日本開発銀行外貨債券等の元利払等保証	-	638,311
	百万ドル	1,800
	百万ポンド	650
	百万円	-
日本輸出入銀行外貨債券等の元利払等保証	-	1,376,830
	百万ドル	5,525
	百万ポンド	550
	百万カナダドル	350
	百万ドイツマルク	3,950
		261,134

事 項	外貨額	円貨額	
	百万スイフラン	200	16,206
	百万フラン	3,500	68,985
	百万ユーロ	500	64,645
	百万円	-	165,000
東京都外貨地方債証券の元利払等保証		-	320,931
	百万ドル	2,015	242,908
	百万ドイツマルク	380	25,121
	百万フラン	1,700	33,507
	百万ユーロ	150	19,393
神戸市外貨地方債証券の元利払等保証		-	176,454
	百万スイフラン	240	19,447
	百万ドル	980	118,139
	百万ポンド	200	38,868
横浜市外貨地方債証券の元利払等保証		-	183,129
	百万スイフラン	445	36,058
	百万ドル	1,220	147,071
公営企業金融公庫外貨債券の元利払等保証		-	736,733
	百万ドル	2,900	349,595
	百万スイフラン	1,260	102,097
	百万ドイツマルク	1,350	89,248
	百万カナダドル	170	13,567
	百万ポンド	380	73,849
	百万オランダギルダー	300	17,601
	百万フラン	1,000	19,710
	百万ニューゼランドドル	100	6,419
	百万ユーロ	500	64,645
中小企業金融公庫外貨債券の元利払等保証		-	113,661
	百万スイフラン	750	60,772
	百万ドイツマルク	800	52,888
北海道東北開発公庫外貨債券の元利払等保証		-	106,792
	百万スイフラン	910	73,737
	百万ドイツマルク	500	33,055
日本道路公団外貨債券の元利払等保証		-	420,851
	百万ドル	2,990	360,444
	百万スイフラン	450	36,463
	百万カナダドル	300	23,943
電源開発株式会社外貨債券の元利払等保証		-	135,045
	百万ドイツマルク	450	29,749
	百万カナダドル	150	11,971
	百万フラン	2,900	57,159
	百万ドル	300	36,165
関西国際空港株式会社外貨債券の元利払等保証		-	104,358
	百万ドル	400	48,220
	百万カナダドル	200	15,962
	百万ポンド	115	22,349
	百万スイフラン	220	17,826
東京湾横断道路株式会社外貨債券の元利払等保証		-	103,932
	百万ドル	600	72,330
	百万スイフラン	390	31,601
合 計		-	52,885,653
	百万ドル	18,730	2,257,901
	百万フラン	9,100	179,361
	百万オランダギルダー	300	17,601
	百万カナダドル	1,170	93,377
	百万ポンド	1,895	368,274
	百万ドイツマルク	7,430	491,197
	百万スイフラン	4,865	394,210
	百万ニューゼランドドル	100	6,419
	百万ユーロ	1,150	148,683
	百万円	-	48,928,627

(注)単位未満は切り捨て。

(2)係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

(単位：百万円)

事件名	訴訟額
尼崎大気汚染公害差止等請求事件 (神戸地裁昭和63年(ワ)第2217号,平成7年(ワ)第1766号)	12,168
不当利得返還等控訴事件(ネズミ講事件) (福岡高裁平成8年(行コ)第11号)	10,396
川崎大気汚染公害差止等請求控訴事件 (東京高裁平成6年(ネ)第518号,平成10年(ネ)第73号)	9,040
名古屋南部大気汚染公害差止等請求事件 (名古屋地裁平成元年(ワ)第913号,平成2年(ワ)第2989号,平成9年(ワ)第4856号)	8,268
損害賠償請求事件(ハンセン病訴訟) (熊本地裁平成10年(ワ)第764号,第1000号,第1282号)	5,175
遠賀川白門地区補償金増額請求事件 (福岡地裁平成4年(行ウ)第12号)	4,733
東京大気汚染公害差止等請求事件 (東京地裁平成8年(ワ)第10131号,平成9年(ワ)第11018号)	4,444
損害賠償請求事件(富士見産婦人科事件) (東京地裁昭和56年(ワ)第4907号,昭和57年(ワ)第11703号,昭和62年(ワ)第294号)	1,444
損害賠償請求控訴事件(榊七福事件) (大阪高裁平成7年(ネ)第2987号)	1,362
損害賠償請求控訴事件(関西水保病事件) (大阪高裁平成6年(ネ)第1969号)	1,253
土地収用損失補償金控訴事件 (東京高裁平成11年(行コ)第64号)	1,216
損害賠償請求上告事件(豊田商事事件) (最高裁平成10年(オ)第1446号)	1,069
その他	27,942
合計	88,510

(注1)訴訟の見込みに関わらず、全ての訴訟額を記載している。

(注2)訴訟額10億円以上の事件について、事件名を記載している。

(3)その他の主要な偶発債務

名称等	概要等
被害者生活再建支援金支給事業	自然災害が起こり、被災世帯となった世帯主に対し、都道府県が支援金を支給すると、国は政令で定めるところにより、その支援金の費用の一部を負担する義務が生じる
災害救助費負担金	災害が起こり、必要な救助を行うための費用を都道府県が支弁すると、国は政令で定めるところにより、その救助費の一部を負担する義務が生じる
災害弔慰費等負担金	自然災害により死亡した住民の遺族に対し市町村(特別区を含む)が災害弔慰金を支給すると、国はその弔慰金の費用の一部を負担する義務が生じる
公共土木施設災害復旧事業費	災害により施設が被災すると、その被災した施設を原形に復旧する、又は代わるべき必要な施設の工事を施行する事業について、国はその事業費の一部を負担する義務が生じる
支払再保険金	地震等の災害が起こると、国に支払義務が生じる(1回の地震等の災害により国が支払うべき再保険金の限度額は3兆4891.3億円である)

II. 未履行債務

未履行債務とは、国が法律や契約に基づき将来的に支払う義務を負うものである（具体的な金額が確定する等の後、負債に計上されることとなる）。

(1) 繰越債務負担によるもの

（単位：兆円）

歳出予算の繰越債務負担額	4.59
継続費による繰越債務負担額	0.45
国庫債務負担行為による繰越債務負担額	6.57
合 計	11.61

(2) 条約により国が履行する義務を負うもの

条約	概要等
化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約	国は、この条約に従い、化学兵器を廃棄するなどの義務を負っている（屈斜路湖老朽化学兵器処理事業、中国遺棄化学兵器処理事業）
対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約	国は、この条約に従い、対人地雷を廃棄するなどの義務を負っている

III. 博物館等の保有点数・図書館の蔵書数等

国が保有する物品のうちで、重要物品に該当しないもの（例：博物館所蔵の美術品等）については、物品台帳に数量が記載されてはいるが、一部を除き価額は記載されていないため、国の貸借対照表には、これらの物品は資産計上していない。国立国会図書館資料、美術館及び博物館の保有する物品の数量情報は以下の通りである。

(1) 美術館及び博物館の保有する物品

（単位：点）

	機 械	器 具	図 書	標 本	有形文化財	民族資料	美術工芸品	合 計
国立科学博物館	594	223	92,065	2,898,858	0	0	0	2,991,740
東京国立近代美術館	166	408	0	0	5	0	8,374	8,953
京都国立近代美術館	0	0	0	0	0	0	6,482	6,482
国立西洋美術館	96	38	0	0	0	0	2,390	2,524
国立国際美術館	45	33	0	0	0	0	3,293	3,371
東京国立博物館	629	242	0	0	0	0	89,791	90,662
京都国立博物館	0	0	0	0	0	0	5,026	5,026
奈良国立博物館	0	0	0	0	0	10	1,227	1,237
東京国立文化財研究所	0	0	0	0	290	0	1,475	1,765
奈良国立文化財研究所	832	151	0	582	28	0	0	1,593
合 計	2,362	1,095	92,065	2,899,440	323	10	118,058	3,113,353

(2) 国立国会図書館資料所蔵統計(平成 10 年度末現在)

	単位	現在数
(1) 図書		
和漢書	冊	5,013,485
洋書	冊	2,122,528
図書計		7,136,013
(2) 逐次刊行物		
国内雑誌	種	100,501
国内新聞	種	6,625
外国雑誌	種	51,214
外国新聞	種	1,488
逐次刊行物計		159,828
(3) 非図書資料		
マイクロフィルム	巻	261,870
マイクロフィッシュ	枚	6,300,913
マイクロカード	枚	300,108
ビデオ・ディスク	枚	16,304
ビデオ・カセット	巻	2,317
スライド	枚	25,709
レコード	枚	444,716
カセット・テープ	巻	22,246
オープン・テープ	巻	23,475
磁気テープ	巻	10
磁気ディスク	枚	1,085
光ディスク	枚	8,469
地図	枚	412,797
地図	冊	30,860
楽譜	枚	8,855
楽譜	冊	2,713
カード式資料	枚	12,440
静止画像資料	枚	59,903
博士論文	人分	343,617
文書類	点	244,665
新聞切抜資料	枚	2,009,226
点字・大活字資料	冊	17,269
その他	点	624
非図書資料計		10,550,191
合計		17,846,032

参考資料

1. 公的年金の給付現価と財源構成

各公的年金の給付現価と財源構成は以下のとおりである。なお、過去期間に対応した給付現価とは、すでに年金を受給している人の給付額及び平成11年度末までに保険料を納付した加入期間に対応する給付額の合計額であり、将来期間に対応した給付現価とは、平成12年度以降に保険料を納付する加入期間に対応する給付額である。

・主要な前提（詳細については「2. 厚生年金・国民年金について」参照）

将来の経済的要素の前提：賃金上昇率：2.5%、物価上昇率：1.5%、運用利回り：4.0%
基準時点は平成11年度末。国庫負担割合1/3。

国民年金の給付現価と財源構成

将来の保険料収入（143兆円(注)）	
39兆円	104兆円
積立金 12兆円	
34兆円	国庫負担 76兆円
過去期間に対応した給付現価 85兆円	将来期間に対応した給付現価 181兆円
平成11年度末	

(注) うち将来の保険料引上げによりまかなわれる分：61兆円。

厚生年金の給付現価と財源構成

将来の保険料収入（1,611兆円(注1)）	
455兆円	1,156兆円
積立金(注2) 141兆円	
97兆円	国庫負担 183兆円
過去期間に対応した給付現価(注2) 693兆円	将来期間に対応した給付現価 1,339兆円
平成11年度末	

(注1) うち将来の保険料率引上げによりまかなわれる分：529兆円。

(注2) 基金代行部分を除いた額である。なお、過去期間分については、積立金のうち基金代行部分の最低責任準備金を除外した額を表示している。

国家公務員共済年金の給付現価と財源構成

将来の保険料収入(79.4兆円(注2))	
25.2兆円	54.2兆円
積立金 8.3兆円	
3.5兆円	7.2兆円
過去期間に対応した給付現価 37.0兆円	将来期間に対応した給付現価 61.4兆円
平成11年度末	

(注1)平成11年財政再計算結果のうち厚生年金被保険者数と同様な傾向で組合員数が減少すると仮定したケースに基づく推計である。

(注2)うち将来の保険料率引上げによりまかなわれる分:26.9兆円。

農林共済年金の給付現価と財源構成

将来の保険料収入(25.3兆円(注2))	
9.4兆円	15.9兆円
積立金 2.0兆円	
1.6兆円	3.0兆円
過去期間に対応した給付現価 13.1兆円	将来期間に対応した給付現価 18.9兆円
平成11年度末	

(注1)平成11年財政再計算結果のうち厚生年金被保険者数と同様な傾向で組合員数が減少すると仮定したケースに基づく推計である。

(注2)うち将来の保険料率引上げによりまかなわれる分:7.6兆円。

私学共済年金の給付現価と財源構成

将来の保険料収入(22.6兆円(注2))	
5.4兆円	17.2兆円
積立金 2.8兆円	
1.2兆円	2.1兆円
過去期間に対応した給付現価 9.4兆円	将来期間に対応した給付現価 19.3兆円
平成11年度末	

(注1)平成11年財政再計算結果のうち厚生年金被保険者数と同様な傾向で組合員数が減少すると仮定したケースに基づく推計である。

(注2)うち将来の保険料率引上げによりまかなわれる分:9.1兆円。

2. 厚生年金・国民年金について

I. 厚生年金・国民年金の財政方式

(1) 厚生年金・国民年金の財政方式

厚生年金および国民年金においては、現在、保険料(率)を将来に向けて、段階的に引き上げていくこととしている。

厚生年金の場合、昭和17(1942)年の制度発足当初(当時は労働者年金保険)には、財政方式として平準保険料方式が採用された。ここで、平準保険料(率)とは、将来にわたって一定(率)で収支均衡が図られるような保険料(率)のことである。しかし、戦後の昭和23(1948)年、急激なインフレの中、インフレによる積立金の目減りや負担能力などを考慮して、平準保険料率よりも低い暫定的な保険料率が設定された。その後、昭和29(1954)年に抜本的な法律改正が行われた際にも、急激な保険料負担の増加を避けるため、再度、平準保険料率よりも低い保険料率が設定された。ただし、このとき以降、財政再計算においては、単に当面の保険料率を設定するだけではなく、保険料率の将来見通しも作成することとなった。

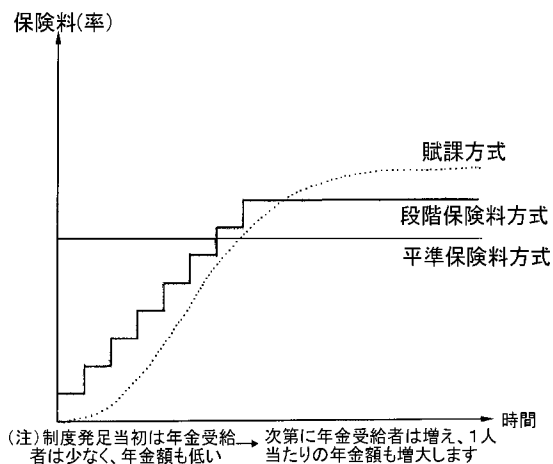
昭和48(1973)年に、物価や賃金の上昇に応じ、年金額の改定を行う仕組み(物価スライド・賃金再評価)が導入されたが、これ以降の財政再計算においては、保険料率を将来に向けて段階的に引き上げていくことをあらかじめ想定し、その将来見通しに基づいて当面の保険料率を設定する財政方式(段階保険料方式)がとられることとなった。

国民年金の場合も、制度発足当初の昭和36(1961)年、財政方式としては平準保険料方式が採用されたが、その後は厚生年金と同様、段階保険料方式がとられることとなった。なお、基礎年金給付を行うのに必要な費用は、毎年度、厚生年金制度、国民年金制度等からの拠出金でまかなうこととなっており、この拠出金は、賦課方式的に算定されているが、国民年金制度(第1号被保険者)としては、将来の拠出金という支出に備え、賦課方式ではなく段階保険料方式によりその費用を準備している。

段階保険料方式は、積立方式の要素を持ちつつも、物価スライド・賃金再評価等のための費用のかなりの部分を後代負担とする、賦課方式の考え方も持った財政方式といえる(図表1参照)。

(注)なお、今回の改正により既裁定者については物価スライドのみを行うこととなった。

図表1 年金の財政方式



(2) 保険料引上げ計画と積立金の役割

厚生年金および国民年金の財政再計算においては、年金制度を将来の世代に確実に受け継いでいくため、現在の世代と将来の世代の負担の公平を図るとともに、積立金の運用収入の活用を通じて、将来の保険料負担を軽減するとの観点に立って、保険料（率）の段階的な引上げを行うこととしている。

すなわち、今後、少子・高齢化が進行する見通しとなっているが、それに備えて積立金を保有しておくことにより、将来的には、その積立金の運用収入を活用する分、保険料（率）を賦課方式における保険料（率）よりも継続的に低く出来るというメリットがある。たとえば、賦課保険料率のピーク時には、保険料率を6%程度（標準報酬ベース。以下同様）も低くすることができる。積立金は、将来世代の負担を軽減し、世代間の負担の公平化に寄与している。

このことは、積立金を取り崩すことにより保険料（率）を引き下げ、その時点における保険料負担を軽減したとしても、将来的には、積立金が少なくなった分だけ運用収入が少なくなり、結局は、将来、保険料（率）を引き上げる必要が生じるということの意味する。そうなれば、世代間の負担の不公平を増大させることとなり、ひいては年金制度への信頼を損なうことになりかねない。

今回の改正制度では、当面、保険料（率）を据え置くこととなっているが、据置きにより将来の世代の負担を過重なものとしないう、保険料（率）の引上げ幅を、厚生年金で5年ごとに2.5%、国民年金で毎年800円（平成11（1999）年度価格）としている。

今回の改正制度では、厚生年金では、積立度合（前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率）が、平成37（2025）年度で、3.7、平成62（2050）年度では、3.2となる見通しとなっている。この積立度合は、財政状況と無関係にある一定の目標水準を設定しているものではなく、上記のような考え方にたった保険料（率）計画、すなわち保険料（率）の引上げ幅や最終保険料（率）水準により決まってくる性格のものである。

II. 財政再計算の考え方

(1) 財政再計算の位置づけ

厚生年金および国民年金においては、財政再計算を少なくとも5年ごとに実施することが義務づけられており、人口構造の変化、雇用構造、就業構造の変化、賃金・物価・金利の変動等の社会経済情勢の変化に伴う様々な要素を踏まえて、新たに被保険者（加入者）数・年金受給者数、年金給付費等の推計を行い、給付と負担を均衡させるよう将来の保険料引上げ計画を策定することとなっている。なお、このプロセスの中で、制度改正も行われる。

このように財政再計算を少なくとも5年に一度行うことにより、社会経済情勢の変化に対応し、公的年金制度を長期的に安定したものとすることができるわけである。

(2) 平成11（1999）年財政再計算の前提

平成11（1999）年の財政再計算に際しては、以下のような数値を用いて計算を行っている。

将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口（平成9（1997）年1月）における中位推計を用いている。前提となった出生率等の主な指標について前回の将来推計人口（平成4（1992）年9月）と比較したものは、図表2のとおりである。

図表2 日本の将来推計人口-平成9(1997)年1月推計と平成4(1992)年9月推計の比較

	平成9(1997)年1月推計	平成4(1992)年9月推計
(65歳以上人口)÷(20～64歳人口) (平成62(2050)年)	64.6%	55.6%(参考推計)
平均寿命	男 79.43年 女 86.47年 (平成62(2050)年)	男 78.27年 女 85.06年 (平成37(2025)年)
合計特殊出生率	1.61 (平成62(2050)年)	1.80 (平成37(2025)年)

労働力率の見通し

労働省職業安定局推計（平成10（1998）年10月）を用いている。平成37（2025）年に向けて、男子の労働力率は60歳台前半において若干上昇、女子の労働力率は20歳台後半以上のすべての年齢層において上昇する見通しとなっている。高齢者や女子の就労が進めば、将来の労働力人口の減少を補うこととなるが、財政再計算では、このような将来高齢者や女子の労働力率が上昇する要素も織り込んで見通しが立てられている。

基礎数

直近の被保険者（加入者）・年金受給者の統計データであり、厚生年金および国民年金の実績に基づき設定している。

基礎率（人口学的要素）

被保険者（加入者）数、年金受給者数が今後どのように変化していくのかを推計するための率であり、厚生年金および国民年金の実績に基づき設定している。

基礎率（経済的要素）

年金制度は長期的な制度であることから、経済的要素の前提は長期的な観点から設定すべきものである。このことから、経済的要素の前提については、これら各要素および関連指標の過去の実績および公表されている経済関係の将来見通しを踏まえ、具体的に、次のように設定している。

ア．物価上昇率

物価上昇率は、過去の実績（過去10年間平均で1.5%）を踏まえ、1.5%と設定している。

イ．賃金上昇率

実質賃金上昇率（＝賃金上昇率－物価上昇率）は、過去の実績（過去10年間平均で1.0%）や将来の実質GDP成長率の見通し（おおむね1%程度）を踏まえ1.0%とし、賃金上昇率を「実質賃金上昇率（1.0%）＋物価上昇率（1.5%）」より2.5%と設定している。

ウ．運用利回り

年金積立金の運用は国内債券が中心的な役割を果たすことから、運用利回りは国内債券を軸に設定することとなる。

ここで、資金運用部への新規預託金利が過去の実績で賃金上昇率を1.5%程度上回っている（注1）ことや、国内債券収益率が過去の実績で短期金利を1.5%程度上回っている（注

2)ことから(短期金利を賃金上昇率2.5%と同程度とみる)運用利回りを4%程度と設定している。

(注1)資金運用部への新規預託金利は、過去10年間平均で標準報酬上昇率を1.7%超過。

(注2)近年、短期金利の異常な低下により国内債券収益率の短期金利からの超過リターンが拡大していることから、直近5年間を除いて、過去20年間の短期金利からの超過リターンをみると、その実績平均は1.5%程度。

エ. 年金改定率(新規裁定者分)

新規に裁定される年金額は、現役の可処分所得の伸びにあわせて決定されるので、将来的には、賃金上昇率と同じく、年当たり2.5%としているが、今後当分の間、現役の負担が大きくなることから、平成36(2024)年財政再計算期までは2.3%としている。

なお、公的年金は、賃金や物価の上昇に応じて年金額が引き上げられる仕組みとなっているので、最終保険料は、運用利回りと賃金や物価の上昇率との相対関係で決まる。すなわち、金利の低下により積立金の運用利回りが低下したとしても、同程度に、賃金や物価の上昇率も低くなっていれば、年金財政(最終保険料水準)に大きな影響を与えない。

保険料(率)計画の基本的考え方

厚生年金および国民年金の保険料(率)について、現在の世代と将来の世代の負担の公平を図るとともに、積立金の運用収入の活用を通じて、将来の保険料負担を軽減するとの観点に立って、保険料(率)の段階的な引上げを行うこととしている。

III. 年金の財政見通し

(1) 厚生年金の将来見通し

被保険者(加入者)数、受給者数の見通し

厚生年金の被保険者(加入者)数は、平成12(2000)年度には34.3百万人であるが、60歳台後半の在職老齢年金制度の実施により平成14(2002)年度には35.0百万人まで増加、以降は生産年齢人口の減少に伴って減少し、平成37(2025)年度には31.0百万人となる見通しである。

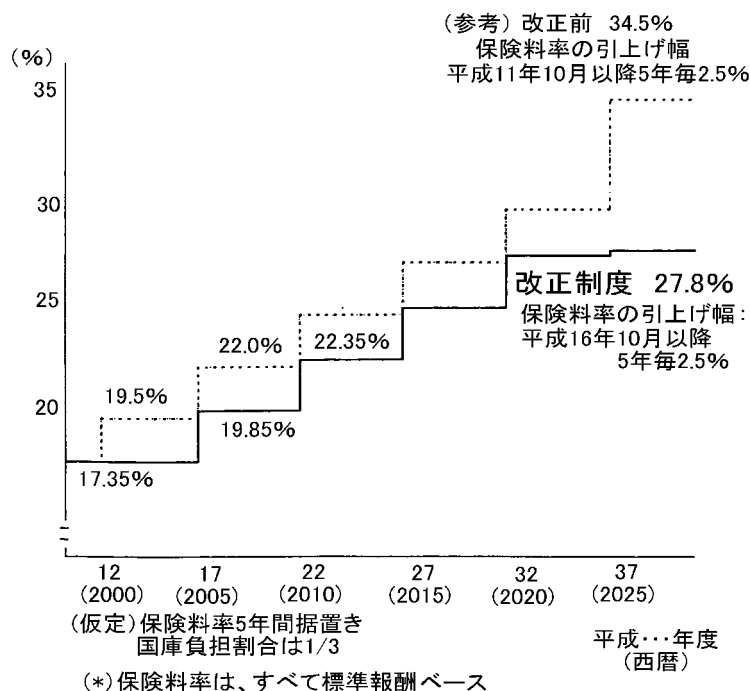
老齢厚生年金(老齢相当)の受給者数は、平成12(2000)年度には8.7百万人であるが、平成37(2025)年度には14.3百万人へと急激に増加する見通しとなっている。また、老齢厚生年金(老齢相当)の受給者数の被保険者(加入者)数に対する比率は、平成12(2000)年度には25.2%であるが、平成37(2025)年度には46.3%へと急激に上昇する見通しである。

保険料率の将来見通し

改正前制度のままでは、平成11(1999)年10月以降5年ごとの保険料率の引上げ幅を2.5%とした場合、平成36(2024)年10月以降の保険料率は34.5%となる。

改正制度では、保険料率を5年間据え置き、平成16(2004)年10月以降5年ごとの引上げ幅を2.5%とした場合、平成36(2024)10月以降の保険料率は27.8%となる(図表3参照)。

図表3 厚生年金の保険料率の見通し



財政見通し

厚生年金の長期的な財政見通しは、図表4のとおりである。改正制度では、平成12(2000)年度には積立度合(前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率)は6.1であるが、徐々に低下していき、平成37(2025)年度には3.7、平成62(2050)年度には3.2となっている。

図表4 厚生年金の財政見通し(改正制度)

年度	保険料率		収入合計			支出合計	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (11年度価 格)	積立度合
	対総報酬	(標準報酬 換算)	兆円	兆円	兆円					
平成(西暦)	%	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
12(2000)	---	17.35	33.1	22.9	6.2	28.1	5.0	177.2	177.0	6.1
13(2001)	---	17.35	33.9	23.4	6.2	29.8	4.1	181.3	178.4	5.9
14(2002)	---	17.35	35.1	24.4	6.3	31.5	3.6	184.9	179.3	5.8
15(2003)	13.58	(17.35)	35.7	24.7	6.4	33.4	2.3	187.2	178.9	5.5
16(2004)	15.50	(19.85)	38.2	26.7	6.6	35.2	3.0	190.2	173.8	5.3
17(2005)	15.50	(19.85)	41.6	29.5	7.1	37.1	4.5	194.8	175.4	5.1
22(2010)	17.42	(22.35)	50.8	36.4	8.1	47.7	3.1	209.2	168.2	4.3
27(2015)	19.35	(24.85)	60.7	44.7	8.4	57.9	2.7	216.3	155.2	3.7
32(2020)	21.27	(27.35)	71.9	54.4	9.0	65.0	6.9	234.2	149.9	3.5
37(2025)	21.6	(27.8)	80.6	60.9	10.6	71.2	9.5	275.1	157.2	3.7
42(2030)	21.6	(27.8)	88.7	66.1	12.6	78.5	10.2	327.1	165.2	4.0
52(2040)	21.6	(27.8)	103.6	75.2	15.5	101.7	1.9	369.9	156.6	3.9
62(2050)	21.6	(27.8)	118.6	87.7	15.1	121.8	-3.2	383.7	118.2	3.2
72(2060)	21.6	(27.8)	137.8	105.3	14.9	134.9	3.0	382.3	92.0	2.8

(注1) 保険料率は5年間据置き、平成16(2004)年10月に19.85%とする。以降は5年毎に2.5%ずつ引き上げるものとしている(保険料率は、標準報酬ベース)。国庫負担割合は1/3としている。

(注2) 賃金上昇率 2.5%、物価上昇率 1.5%、運用利回り 4.0%
 年金改定率(新規裁定者分、年当たり) 2.5%(ただし、平成36年財政再計算期までは2.3%)

(注3) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(2)国民年金（基礎年金）の将来見通し

被保険者（加入者）数、受給者数の見通し

国民年金（基礎年金）の被保険者（加入者）数（第1号、第2号、第3号の合計）は、平成12（2000）年度には69.7百万人であるが、生産年齢人口の減少に伴って徐々に減少し、平成37（2025）年度には60.0百万人となる見通しとなっている。

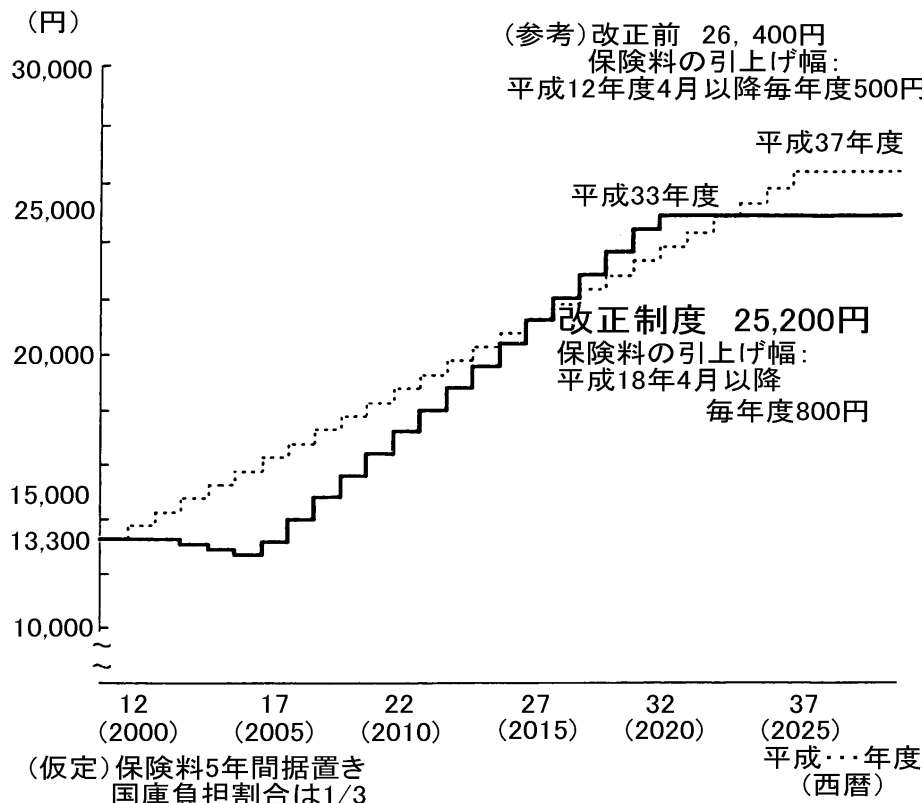
老齢基礎年金の受給者数は、平成12（2000）年度には20.8百万人であるが、平成37（2025）年度には33.6百万人へと急激に増加する見通しとなっている。また、老齢基礎年金の受給者数の被保険者（加入者）数に対する比率は、平成12（2000）年度には29.8%であるが、平成37（2025）年度には56.0%へと急激に上昇する見通しとなっている。

保険料の将来見通し

改正前制度のままでは、平成12（2000）年4月以降毎年度の保険料の引上げ幅を500円（平成11（1999）年度価格、以下同じ）とした場合、平成37（2025）年度以降の保険料は26,400円となる。

改正制度では、保険料は当面据え置き、平成17（2005）年度に500円引き上げ、平成18（2006）年度以降毎年度800円ずつ引き上げるとした場合、平成33（2021）年度以降の保険料は25,200円となる（図表5参照）。

図表5 国民年金の保険料の見通し



(*)金額は、すべて平成11年度価格

財政見通し

国民年金の長期的な財政見通しは、図表 6 のとおりである。改正制度では、平成 12(2000)年度には、積立度合は 3.3 であるが、平成 37(2025)年度には 2.6、平成 62(2050)年度には 2.6 となる見通しとなっている。

図表 6 国民年金の財政見通し(改正制度)

年度	保険料月額 (11年度価格)	収入合計			支出合計	収支 差引残	年度末積 立金	年度末 積立金 (11年度 価格)	積立 度合
		兆円	兆円	兆円					
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
12(2000)	13,300	3.9	2.0	0.4	3.5	0.4	12.1	12.0	3.3
13(2001)	13,287	3.9	2.0	0.4	3.6	0.3	12.4	12.2	3.4
14(2002)	13,090	3.9	2.0	0.4	3.7	0.2	12.5	12.2	3.3
15(2003)	12,897	3.9	1.9	0.4	3.9	0.1	12.6	12.0	3.3
16(2004)	12,706	4.0	1.9	0.4	4.0	0.0	12.6	11.5	3.1
17(2005)	13,200	4.3	2.1	0.5	4.3	0.0	12.6	11.4	3.0
22(2010)	17,200	5.5	2.8	0.5	5.3	0.2	13.3	10.7	2.5
27(2015)	21,200	6.9	3.7	0.6	6.5	0.4	14.9	10.7	2.2
32(2020)	25,200	8.6	4.8	0.7	7.5	1.0	18.4	11.8	2.3
37(2025)	25,200	9.7	5.3	0.9	8.5	1.2	23.8	13.6	2.6
42(2030)	25,200	11.0	5.9	1.1	9.7	1.3	29.7	15.0	2.9
52(2040)	25,200	13.3	6.5	1.5	12.7	0.5	38.3	15.1	3.0
62(2050)	25,200	15.2	7.4	1.6	15.1	0.2	39.8	12.3	2.6
72(2060)	25,200	17.7	8.9	1.7	17.0	0.7	42.6	10.3	2.5

(注1) 保険料は5年間据置き、平成17(2005)年4月に13,200円(平成11(1999)年度価格)とする。以降は毎年度に800円(平成11(1999)年度価格)ずつ引き上げるものとしている。

国庫負担割合は1/3としている。

(注2) 物価上昇率 1.5%、運用利回り 4.0%

年金改定率(新規裁定者分、年当たり) 2.5%(ただし、平成36年財政再計算期までは2.3%)

(注3) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(3) 基礎年金国庫負担額の将来見通し

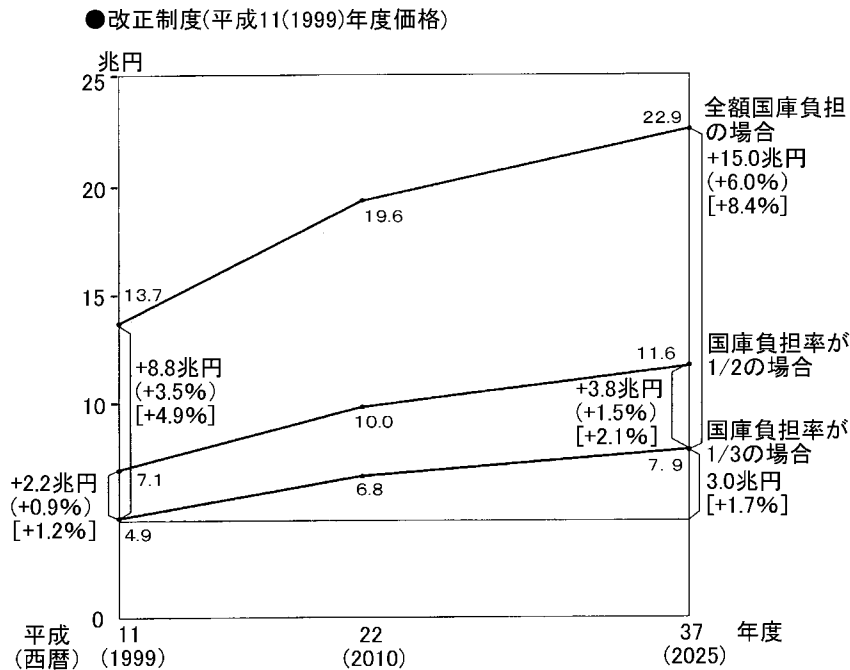
改正制度における基礎年金国庫負担額の見通し(平成11(1999)年度価格)は、平成11(1999)年度には4.9兆円であるが、平成37(2025)年度には、7.9兆円となっている。

(注) 基礎年金の国庫負担割合については、平成12(2000)年3月に成立した年金改正法の附則第2条において「平成16年度までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担割合の2分の1への引き上げを図るものとする。」とされている。

基礎年金の国庫負担割合を2分の1に引き上げることについては、平成13(2001)年度で2.4兆円(平成11(1999)年度価格)、平成37(2025)年度で3.8兆円(平成11(1999)年度価格)もの新たな財源が必要となることから、上記附則のとおり、安定した財源確保のための具体的な方法と一体として検討することが必要である(図表7)。

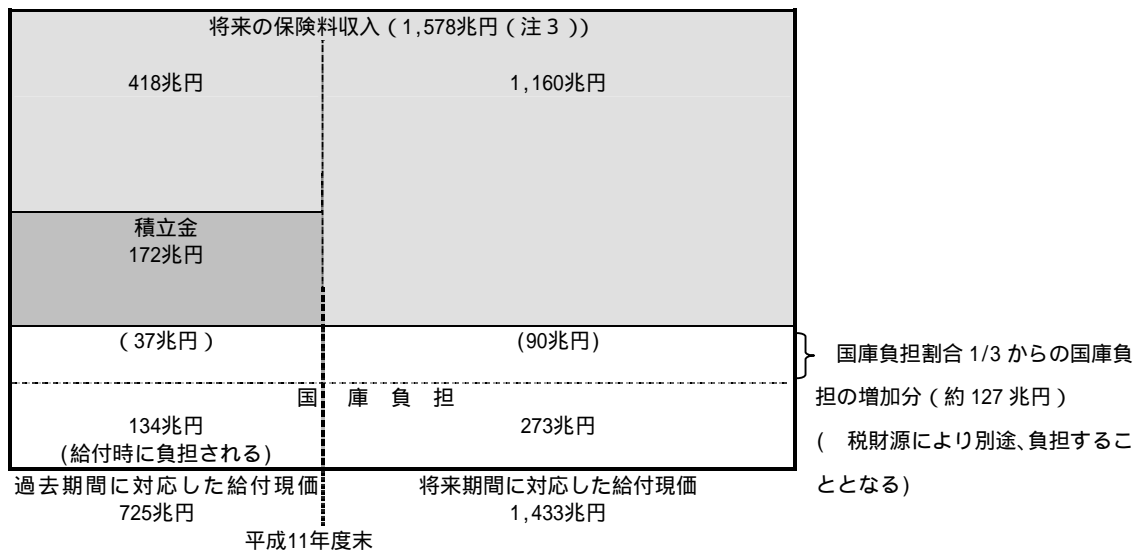
また、例えば厚生年金の将来期間に対応した分を含めた給付現価とその財源構成(平成11(1999)年度末)を見ると、国庫負担割合を2分の1に引き上げることにより、約130兆円(平成11(1999)年度価格)の追加的な国庫負担が必要になるが、依然として、約470兆円(平成11(1999)年度価格)を将来の保険料引上げにより賄うことが必要となっている(図表8)。

図表7 基礎年金国庫負担額の見通し



- (注1) 平成11(1999)年度は予算額である。
 (注2) 国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担等を含む。
 (注3) 端数処理の関係で国庫負担の増分が国庫負担の差額に合わないことがある。
 (注4) ()内は国庫負担の増分を「年金目的消費税」率換算した数値である。
 (注5) []内は国庫負担の増分を現行税制による消費税率換算した数値(地方消費税分を含まない)である。

図表8 厚生年金の給付現価と財源構成(改正制度(国庫負担割合1/2))



- (注1) 平成16(2004)年までの間に安定した財源を確保し、国庫負担割合を平成16(2004)年10月より1/2に引き上げたとした場合である。ただし、国庫負担割合を1/2に引き上げるためには、基礎年金全体で、引上げ分として、平成16(2004)年度2.7兆円(満年度ベース)、平成37(2025)年度3.8兆円の税財源の確保が必要となる(平成11(1999)年度価格)。
 (注2) 将来の経済的要素の前提：賃金上昇率：2.5%、物価上昇率：1.5%、運用利回り：4.0%
 (注3) うち将来の保険料率引上げによりまかなわれる分：470兆円。
 (注4) p19の表と異なり、基金代行部分を含む額である。

3. 諸外国における公的年金の国の貸借対照表上の取扱い

国の貸借対照表を作成している諸外国においては、これまでのところ公的年金制度について、その負債を計上している国はないと言われている。主要な例は以下の通り。

(1) 米国

年金制度

米国の公的年金制度（OASDI）は、社会保障税（日本の社会保険料に相当）によりまかなわれる社会保険方式であり、積立金を保有しつつも賦課的要素を強く持っている方式である。

国の貸借対照表上の取扱い

連邦政府貸借対照表においては、年金債務は既に支払期日が到来したが未払のもののみ計上されており、公的年金の将来給付は政府の貸借対照表上、計上されていない。

（注1）管理情報（付属資料）において年金の将来収支についての分析が記載されている。

（注2）退職年金については、連邦職員や退役軍人に固有の恩給支払制度については政府の貸借対照表上、負債計上されている。

(2) ニュージーランド

年金制度

被保険者・事業主による保険料の払込がない、いわゆる税方式による年金であり、一定の居住年数により受給権が発生する。

国の貸借対照表上の取扱い

賦課方式のため、政府の貸借対照表には計上されていない。

(3) オーストラリア

年金制度

被保険者・事業主による保険料の払込がない、いわゆる税方式による年金であり、一定の居住年数により受給権が発生する。

国の貸借対照表上の取扱い

賦課方式のため、政府の貸借対照表には計上されていない。

（注）退職年金については、雇用主の負担は退職時に行われるため、政府職員に係る政府の負担は負債計上されている。

4. その他の参考情報

(1) 一般会計に係る繰入れ特例等

政管健保の国庫補助の繰入れ特例	4,183 億円
国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化措置に係る特例	4,454 億円
厚生年金の国庫負担金の繰入れ特例	2兆6,350 億円
雇用保険の国庫負担金の繰入れ特例	600 億円
自賠償特会からの受入れ	8,848 億円
地方財政対策に伴う後年度負担	5兆8,315 億円

(2) 国で使用するために開発したソフトウェアの開発費等

(単位：百万円)

	ソフトウェアの開発費等(実績)					5カ年合計
	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	
合計	94,100	92,883	107,067	106,833	123,566	524,450

(注1) 税法上、ソフトウェアの償却期間が5年とされていることに鑑み、平成6年度～平成10年度分を集計した。ただし、一部の年度の計数が把握できなかったものがある。

(注2) 上記金額にはハードウェア購入費、保守料、マニュアル作成費等の経費の他、平成10年度末において開発中のソフトウェアの金額も含まれている。

(注3) 開発したソフトウェアに対する国の権利は、所有権及び著作権を有するもの、所有権のみ有するもの等がある。

(3) 「物品の増減及び現在額総報告」に報告されていない物品について今回の作業等で把握した額

・総額 289,910 百万円

・範囲

既に一定金額以上の物品を把握しているもの

(例：5万円以上の機械器具、2万円以上の備品を把握している等)

平成10年度中に取得した50万円(防衛用品については300万円)以上の機械器具に該当しないもの等

(例：絵画、家具、図書、文化財、工芸品、楽器、貴金属、看板、模型、動物等)

(注) 既に把握している範囲はそれぞれ独自に定められている。

既に把握していないものについては、取得金額の把握できるものは平成10年度購入分のみの省庁が大半である。